

# ○能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金交付要綱

令和6年7月1日

告示第104号

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 補助金（求人情報発信力強化支援分）の交付手続（第6条—第12条）

第3章 補助金（人材獲得サービス利用支援分）の交付手続（第13条—第16条）

第4章 補則（第17条—第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、少子高齢化、人口減少等により人材不足に陥っている市内事業者の人材確保を支援するため、市内事業者が首都圏等から人材を採用するために支出する費用に対し予算の範囲内で交付する、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） SNS Facebook、Instagram、LINE、Xその他のインターネット上のサービスを利用した情報の伝達媒体をいう。
- （2） 成功報酬型人材紹介サービス 人材の紹介を業とする事業者（以下「人材紹介事業者」という。）が、求人者と求職者の間の雇用の成立をあっせんし、雇用に至った場合に求人者が当該人材紹介事業者に対し報酬を支払う形態のサービスをいう。

（補助金の種類及び補助対象事業）

第3条 この告示に基づき交付する補助金の種類は、次に掲げるものとし、その補助対象事業は、当該各号に定めるものとする。

- （1） 求人情報発信力強化支援分 秋田県外に居住する人材を採用するために行う求人情報の発信事業
- （2） 人材獲得サービス利用支援分 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定により厚生労働大臣から有料職業紹介事業の許可を受けている人材紹介事業者の成功報酬型人材紹介サービスを利用し、秋田県外に居住する人材を雇用する事業

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかの要件に該当すること。

ア 本市の区域内に事業所等を有する法人であること。

イ 本市の区域内に事業所等及び代表者の住民登録を有する個人事業者であること。

(2) 本市の区域内で引き続き1年以上事業を営んでいること。ただし、これに該当しないことについて、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

(1) 暴力団（能代市暴力団排除条例（平成24年能代市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が意思決定に関与している者

(2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業その他市長が不相当と認める種類の営業を行い、又は行おうとする者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の額等及び補助対象経費)

第5条 補助金の額等及び補助対象経費は、別表に定めるところによる。

第2章 補助金（求人情報発信力強化支援分）の交付手続

(交付申請)

第6条 求人情報発信力強化支援分に係る補助金の交付を申請しようとする者は、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否について決定し、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、補助事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、能代市首都圏等人材採用支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否又は交付内容の変更を決定し、能代市首都圏等人材採用支援事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかに内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金交付請求書(様式第7号)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1回を限度とする。

第3章 補助金(人材獲得サービス利用支援分)の交付手続

(事前相談)

第13条 人材獲得サービス利用支援分に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金(人材獲得サービス利用支援分)採用計画概要書兼同意書(様式第8号)に関係書類を添えて市長に提出し、人材の採用計画等に関する事前相談を行わなければならない。

2 市長は、前項の事前相談があったときは、前項の採用計画等の補助対象事業としての適否及び適とする場合における補助金の申請可能期間について、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金(人材獲得サービス利用支援分)採用計画確認書(様式第9号)により通知するものとする。

3 前項の申請可能期間は、第1項の事前相談があった日の属する年度及びその翌年度とする。

(交付申請)

第14条 人材獲得サービス利用支援分に係る補助金の交付を申請しようとする者は、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金交付申請書(様式第10号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、前条第2項の申請可能期間内であって、成功報酬型人材紹介サービスを利用して雇用した人材の雇用開始日から6月以内に行わなければならない。

(交付決定)

第15条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否について決定し、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 前条の規定による交付決定を受けた者は、速やかに能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金交付請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

#### 第4章 補則

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、第7条又は第15条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第56号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に人材の採用計画等に関する事前相談をするものについて適用し、同日前に人材の採用計画等に関する事前相談をするものについては、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

(令7告示56・一部改正)

補助金の区分	補助金の額等	補助対象経費
求人情報発信力	補助対象経費の総額に2分	本市の区域内の事業所等に勤務する人

強化支援分	の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 同一年度内において10万円を限度とする。	材の採用に係る次に掲げる経費 1 就職情報ウェブサイトへの求人広告に係る広告費 2 SNSその他のインターネット広告媒体への求人広告に係る広告費 3 民間事業者へ外注する人材獲得を目的とする動画の制作費用
人材獲得サービス利用支援分	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 雇用した人材1人につき20万円（当該人材が雇用開始日において35歳未満の場合は、30万円）、同一年度内において2人分を限度とする。	成功報酬型人材紹介サービスの利用により、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者の雇用契約が成立したときに人材紹介事業者に対して支払った手数料 1 本市の区域内の事業所等に3月以上勤務していること。 2 雇用開始日の前後3月以内に本市に転入していること。 3 本市に転入する直前の居住地が秋田県外であること。 4 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に規定する在留資格のうち技能実習に係る在留資格をもって在留する者でないこと。 5 能代市外国人材受入推進助成金交付要綱（令和7年能代市告示第55号）第3条に規定する助成対象外国人材でないこと。

備考 人材獲得サービス利用支援分の補助対象経費は、この告示の施行の日以後に雇用される者に係る人材紹介事業者への手数料（同日前に支払われたものを含む。）を対象とする。